

<条例の名称>

「石川県性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する県民の理解の増進に関する条例」

<前文>

検討中

(内容案)

- ・全ての県民が互いの人権を尊重し合い、差別のない社会を目指す
- ・誰一人取り残されない、インクルーシブな社会を実現する
- ・誰もが自分の生き方を自分で選択でき生き生きと過ごせる社会を目指す
- ・住民のみならず、県外・国外から来た人（観光客、留学生等）も安心して過ごせる石川県をつくる

<目的>

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する県民の理解が必ずしも十分でない現状に鑑み、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する県民の理解の増進に関する施策の推進に関し、基本理念を定め、並びに県及び市町の役割等を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵(かん)養し、もって性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を尊重する社会の実現に資することを目的とする

<定義>

- 性的指向 恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向
- ジェンダーアイデンティティ 自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識
- パートナーシップ関係 互いを人生のパートナーとして、日常生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係

条例案については、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」に沿って作成。

条例の内容及び趣旨について分かりやすく解説するためのパンフレットやリーフレットを作成し、普及啓発を図る。

法律にはない「前文」を盛り込み、多様性を尊重する社会を目指す県の姿勢を明記。

法律の表現に合わせる。
（「ジェンダーアイデンティティ」は「性自認」、「性同一性」とも言い換えられる旨をパンフレット等に明記し、周知を図る。）

有識者会議での意見を踏まえ、
「多様性に寛容な」⇒「多様性を尊重する」に修正

法律にはないパートナーシップ宣誓制度を条例に位置づけるため、「パートナーシップ関係」についての定義を記載。

＜基本理念＞

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する県民の理解の増進に関する施策は、全ての県民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないものであるとの認識の下に、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを旨として行われなければならない

法律の表現に合わせる。

＜県の役割＞

県は、基本理念にのっとり、国及び市町との連携を図りつつ、地域の実情を踏まえ、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する県民の理解の増進に関する施策を策定し、及び実施するよう努める

＜市町の役割＞

市町は、基本理念にのっとり、国及び県との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する住民の理解の増進に関する施策を策定し、及び実施するよう努める

＜事業主等の努力＞

事業主は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関するその雇用する労働者の理解の増進に関し、普及啓発、就業環境の整備、相談の機会の確保等を行うことにより性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する当該労働者の理解の増進に自ら努めるとともに、国、県又は市町が実施する性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する県民の理解の増進に関する施策に協力するよう努める

2 学校の設置者は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関するその設置する学校の児童等の理解の増進に関し、家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ、教育又は啓発、教育環境の整備、相談の機会の確保等を行うことにより性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する当該学校の児童等の理解の増進に自ら努めるとともに、国、県又は市町が実施する性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する県民の理解の増進に関する施策に協力するよう努める

法律の表現に合わせる。

(国会での法案提出者の説明によれば、「家庭及び地域住民その他の関係者の協力」という言葉については、教育基本法と同じ言葉を使うことで、法律の安定性を高めたものであり、保護者等の協力を得なければ教育を行えないという趣旨ではない。)

＜基本計画＞

県は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する県民の理解の増進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する県民の理解の増進に関する基本的な計画を策定する

- 2 基本計画は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する県民の理解を増進するための基本的な事項等について定める
- 3 基本計画の策定に当たっては、国の基本計画の内容を踏まえる

＜知識の着実な普及等＞

県は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、県民が、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めることができるよう、心身の発達に応じた教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じた性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する知識の着実な普及、各般の問題に対応するための相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるよう努める

2 事業主は、その雇用する労働者に対し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるための情報の提供、研修の実施、普及啓発、就業環境に関する相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努める

3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の児童等に対し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるため、家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ、教育又は啓発、教育環境に関する相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努める

＜パートナーシップ宣誓制度＞

県は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する県民の理解を推進するとともに、パートナーシップ関係に係る生活上の不便の軽減など、当事者が暮らしやすい環境づくりにつなげるため、石川県パートナーシップ宣誓制度を実施する

2 石川県パートナーシップ宣誓制度は、知事がパートナーシップ関係にある者からの宣誓に係る届出を受理したことを証明する制度をいう

3 前に定めるもののほか、石川県パートナーシップ宣誓制度に関し必要な事項は、知事が別に定める

法律の表現に合わせる。

（国会での法案提出者の説明によれば、「家庭及び地域住民その他の関係者の協力」という言葉については、教育基本法と同じ言葉を使うことで、法律の安定性を高めたものであり、保護者等の協力を得なければ教育を行えないという趣旨ではない。）

パートナーシップ宣誓制度を条例に位置付ける。

（条例に位置づけることにより、安定的に制度を運営。）

法律にある「留意事項」の規定は、盛り込まない。

（国会での法案提出者の説明によれば、当該規定は法律の目的や基本理念に謳われている「共生社会の理念」を強調する趣旨で設けたとされていることから、県条例では設けないこととする。）